

社会福祉法人雄心会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する基準

(目的)

第1条 評議員及び役員（理事及び監事）の報酬等については、社会福祉法人雄心会定款第8条及び第21条において規定しているところであり、その具体の運用基準を定めるものである。

(役員報酬等の考え方)

第2条 社会福祉法人は、公益性・非営利性の観点から民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与等を踏まえながらも、不合理に高額なものとならないよう支給基準を定める。

(役員報酬等の支給)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないことを原則とする。ただし評議員会において必要と認め支給する場合は、別表1-1のとおり支給することができる。

2 役員及び評議員の交通費等の費用については、別表1-2のとおり費用弁償する。

3 役員が職員としての職員を有する場合、又は夜勤や当直などの特殊勤務を行う場合は、給与規程に準じた額を支給する。

4 道内であっても片道100kmを超える場所からの交通費については別表1-3のとおり費用弁償する。

(支給方法)

第3条 役員報酬及び費用弁償を支給する場合は、評議員会及び理事会等に出席の都度、現金で支給する。

2 特殊勤務を行った場合の手当の支給は、給与支給日である25日を基準に支給する。

(適用除外)

第4条 施設常勤の役員及び評議員が当該施設で会議をする場合など、実費が発生しない場合は実費弁償費を支払わないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 旅費等は原則として事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

3 出張に伴い、業務遂行に必要な経費が生じる場合、その実費を支給する。

(改 廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年6月15日から適用する。

別表1-1 役員報酬について

報酬金額	備 考
1,000円/回	北海道地域別最低賃金（H28.10.1）及び休日労働に対する法定労働時間外割増賃金割合を勘案して設定

別表1-2 実費弁償費について

実費弁償費		備 考
道 内	3,000円	タクシー距離制運賃表（2015年9月7日更新）を勘案して設定
道 外 (公共交通機関利用)	実費支給	

別表1-3 遠方からの交通費の実費弁償について

実費弁償費			備 考
道 内 ※片道100km を超える場所より 勤務する場合	自己所有車輛等	1kmあたり 30円	自己所有車輛の場合は、ひと月分の走行距離を合計してその距離数に30円を掛けた分を実費弁償分として現金支給する。
	公共交通機関等	実費支給	公共交通機関を利用した場合は領収証と引き換えに実費を支給する。